

(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業

環境影響評価準備書についての
意見の概要

平成 26 年 8 月

電源開発株式会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	2
(1) 開催日時.....	2
(2) 開催場所.....	2
(3) 来場者数.....	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要..	3

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成26年6月18日（水）

(2) 公告の方法

- ① 平成26年6月18日（水）付の官報に「公告」を掲載した。[別紙1参照]
- ② 平成26年6月18日（水）の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。[別紙2参照]
 - ・秋田魁新報（朝刊）
- ③ 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。
 - ・由利本荘市の広報誌「広報ゆりほんじょう（平成26年6月15日号）へ掲載 [別紙3参照]
 - ・当社ホームページに準備書の届出について掲示 [別紙4参照]
 - ・由利本荘市ホームページへ掲載 [別紙5参照]
 - ・秋田県ホームページへ掲載 [別紙6参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

- ① 自治体庁舎
 - ・秋田県庁 生活環境部環境管理課（秋田市山王四丁目1番1号）
 - ・由利本荘市役所 市民福祉部生活環境課（由利本荘市尾崎17番地）
 - ・由利本荘市西目総合支所 振興課（由利本荘市西目町沼田字弁天前40番地61）
- ② インターネットの利用による公表

当社ホームページに準備書及び要約書を公表した。[別紙7参照]

また、由利本荘市及び秋田県のホームページより当社ホームページにリンクすることにより自治体ホームページから準備書及び要約書が参照可能とされた。[別紙5、6参照]

(4) 縦覧期間

平成 26 年 6 月 18 日（水）から平成 26 年 7 月 17 日（木）まで。

自治体庁舎は午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日・日曜日・国民の祝日及び閉庁時を除く）とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

総数	1 名
（内訳）秋田県庁 生活環境部環境管理課	0 名
由利本荘市役所 市民福祉部生活環境課	1 名
由利本荘市西目総合支所 振興課	0 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(1) 開催日時

平成 26 年 7 月 8 日（火）19 時 00 分から 19 時 50 分まで

(2) 開催場所

西目公民館シーガル（由利本荘市西目町沼田字新道下 2-533）

(3) 来場者数

6 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 26 年 6 月 18 日（水）から平成 26 年 7 月 31 日（木）まで
（縦覧期間及びその後 2 週間とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

[別紙 8、9 参照]

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 0 通であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見及び環境の保全の見地以外から提出された意見は、ともに0件であった。

官報に掲載した公告

「官報 平成 26 年 6 月 18 日 号外」第 136 号 (P.72~73)

(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書及び準備書の説明会開催の公告
 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第十四条第一項の規定に基づき、「(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しましたので、法第十六条及び法第十七条の規定に基づき次のとおり公告します。
 平成二十六年六月十八日
 一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 電源開発株式会社
 代表者 取締役社長 北村 雅良
 所在地 東京都中央区銀座六丁目一五番一号
 二、対象事業の名称、種類及び規模
 名称 (仮称) 由利本荘海岸風力発電事業
 種類 風力(陸上)
 規模 出力一万六千キロワット(単機出力二千三百キロワット×七基)
 三、対象事業が実施されるべき区域
 秋田県由利本荘市 子古川河口南側
 四、関係地域の範囲
 秋田県由利本荘市

五、準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 縦覧場所 秋田県庁 生活環境部環境管理課(秋田県秋田市山王四丁目一番一号)
 由利本荘市役所 市民福祉部生活環境課(秋田県由利本荘市尾崎一七番地)
 由利本荘市西目総合支所 振興課(秋田県由利本荘市西目沼田字弁天前四〇の六一番地)
 縦覧期間 平成二十六年六月十八日(水) から平成二十六年七月十七日(木) まで(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び閉庁日は除く)
 縦覧時間 午前九時から午後五時まで
 準備書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十六年六月十八日(水)から七月十七日(木)までご覧いただけます。
 六、意見の提出
 準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
 七、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 提出期限 平成二十六年七月三日(木) 必着
 提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、左記まで郵送してください。
 〒一〇四一八一六五
 東京都中央区銀座六丁目一五番一号
 電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室 宛
 意見書の提出に必要な事項
 ① 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 ② 意見書の提出の対象である準備書の名称
 ③ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)
 八、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
 日時 平成二十六年七月八日(火) 十九時から

場所 西目公民館シーガル(秋田県由利本荘市西目町沼田新道下二の五三三)
 町沼田新道下二の五三三)
 九、お問合せ先
 電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室
 電話 〇三(三五四六) 九六〇〇(平日九時から十七時まで)
 平成二十六年六月十八日
 東京都中央区銀座六丁目一五番一号
 電源開発株式会社
 取締役社長 北村 雅良

秋田魁新報 平成 26 年 6 月 18 日 (水) (朝刊 5 面)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」由利本荘海岸風力発電事業「環境影響評価準備書」を作成し、左記により縦覧及び意見書の提出についてお知らせいたしますので、「縦覧」を希望いたします。

一、事業者の名称 電源開発株式会社

代表者の氏名 取締役社長 北村 雅良

事務所所在地 東京都中央区銀座六丁目十五番一号

二、対象事業の名称 (仮称) 由利本荘海岸風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 出力一万六千六百キロワット

(並機出力二千三百キロワット×七基)

三、対象事業実施区域 秋田県由利本荘市 子吉川河口南側

四、関係地域の範囲 秋田県由利本荘市

五、縦覧の場所 秋田県庁 生活環境部環境管理課

由利本荘市役所 市民福祉部生活環境課

由利本荘市西目総合支所 振興課

時間 午前九時から午後五時まで(閉庁日は除く)

期間 平成二十六年六月十八日(水)から平成二十六年七月十七日(木)まで

準備書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいてご覧いただけます。

準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、左記まで郵送してください。

六、意見書の提出

意見書の提出先

〒一〇四一八一六五

東京都中央区銀座六丁目十五番一号

電源開発株式会社 環境エネルギー

事業部風力事業室 宛

必要事項

①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②意見書の提出の對象である準備書の名称

③準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

西目公民館シールガル(秋田県由利本荘市西目町沼田新道下二一五三三)

平成二十六年七月八日(火)十九時から(予定)

電源開発株式会社 環境エネルギー

事業部風力事業室

電話〇三(三)五四六九六〇〇

(平日九時から十七時まで)

八、問い合わせ先

電源開発株式会社 環境エネルギー

事業部風力事業室

電話〇三(三)五四六九六〇〇

(平日九時から十七時まで)

自治体広報誌への掲載

「広報ゆりほんじょう」平成26年6月15日号掲載 (P.9)

「環境影響評価準備書」縦覧
および説明会を行います

電源開発(株)により子吉川河口南側において計画されている「(仮称)由利本荘海岸風力発電事業」に関して、環境影響評価の結果をまとめた「環境影響評価準備書」の縦覧および説明会を行います。

【縦覧・意見書受け付け】

場所 生活環境課および西目

総合支所振興課

縦覧期間 6月18日(水)～7月17日(木) 9時～17時

意見書受付期間 6月18日(水)～7月31日(木)

※縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函ください

【説明会】

日時 7月8日(火) 19時～

会場 シーガル2階 バイオ
研修室

問い合わせ先 電源開発(株)

風力事業室 ☎03-35

46-9600

当社ホームページに掲載したお知らせ

平成26年6月18日
電源開発株式会社

「(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について

当社は、平成26年6月17日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)及び要約書を経済産業大臣に届け出るとともに、秋田県知事、由利本荘市長へ送付しました。

また、環境影響評価法に基づき、本日6月18日より自治体庁舎において、準備書の縦覧を行います。

1. 準備書の縦覧

(1) 縦覧場所：秋田県庁 生活環境部環境管理課

由利本荘市役所 市民福祉部生活環境課

由利本荘市西目総合支所 振興課

(2) 縦覧期間：平成26年6月18日(水)～平成26年7月17日(木)

(土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く)

(3) 縦覧時間：9時から17時まで

※当ホームページにて、準備書及び要約版を平成26年6月18日～平成26年7月17日まで閲覧することができます。

2. 意見の提出

準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、以下内容により事業者宛に書面にてご提出ください。

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である準備書の名称
- ・準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)

(2) 意見書の提出方法

① 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(平成26年7月31日まで)

② 事業者宛に郵送(平成26年7月31日 必着)

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室 宛

<お問い合わせ先>

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室 TEL: 03-3546-9600 (平日9時～17時)

由利本荘市ホームページに掲載されたお知らせ

2014/7/16

由利本荘市 | 「(仮称)由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧等について


ゆりほんじょうし
由利本荘市
 YURIHONJO CITY

[拡大](#) [縮小](#) [元に戻す](#)

[トップページ](#) [生活便利情報](#) [行政情報](#) [組織・機構](#)

[トップページ](#) [サイトマップ](#) [リンク](#)

- [観光情報](#)
- [消防・防災情報](#)
- [行政手続](#)
- [子育て・教育](#)
- [健康・福祉](#)
- [文化・スポーツ](#)
- [産業振興](#)
- [市議会](#)
- [市の機関等](#)
- [施設利用状況](#)

1. [トップページ](#) >
2. [生活便利情報](#) >
3. [くらし](#) >
4. [ごみ・環境](#) >
5. 「(仮称)由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧等について

「(仮称)由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧等について

環境影響評価法に基づき、下記事業者にて作成した「(仮称)由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会を行います。

1. 事業者の名称 電源開発株式会社
 代表者の氏名 取締役社長 北村 雅良
 事業所の所在地 東京都中央区銀座6丁目15番1号
2. 対象事業の名称 (仮称)由利本荘海岸風力発電事業
 " 種類 風力発電所設置事業
 " 規模 発電設置出力 16,100キロワット
 風力発電機の基数 7基
3. 対象事業実施区域 秋田県由利本荘市 子吉川河口南側(水林地区、海士剝地区)

4. 縦覧期間 平成26年6月18日(水)～平成26年7月17日(木)
〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地 電話0184-24-3321

5. 縦覧の方法 ホームページの著作権は、由利本荘市に帰属します
Copyright (c) 2005 Yurihonjo City All Rights Reserved.

下記の縦覧場所、またはウェブサイトにてご覧ください。

[トップページ](#) | [サイトマップ](#) | [リンク](#)

○縦覧場所

市役所本庁舎 1階 生活環境課
 西目総合支所 振興課
 (閉庁時を除く9時～17時まで)

○ウェブサイト

http://www.jpowers.co.jp/company_info/environment/wind_yurihonjokaigan.html

6. 準備書の説明会

日 時:平成26年7月8日(火) 19時～
 場 所:西目公民館シーガル
 (秋田県由利本荘市西目町沼田新道下2-533)

7. 意見の提出方法

- (1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函
- (2)事業者宛に郵送(平成26年7月31日 必着)
〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号

由利本荘市 | 「(仮称)由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧等について

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室 宛

8. 環境影響評価に係る問合せ先

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室

TEL: 03-3546-9600(平日9時～17時)

—お問い合わせ—

市民福祉部 生活環境課

 24-6269

 24-0228

 kankyo@city.yurihonjo.akita.jp

-
1. [トップページ](#) >
 2. [生活便利情報](#) >
 3. [くらし](#) >
 4. [ごみ・環境](#) >
 5. 「(仮称)由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧等について

秋田県ホームページに掲載されたお知らせ



美の国あきたネット
秋田県公式Webサイト

総合相談窓口 Foreign language 音声読み上げソフト

検索 サイトマップ

[美の国あきたホーム](#)>[組織別案内](#)>[生活環境部](#)>[環境管理課](#)> (仮称) 由利本荘海岸風力発電事業に係る環境影響評価の概要

[2014年6月20日 更新]

(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業に係る環境影響評価の概要

事業名	(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業	
事業者	電源開発株式会社	
事業の種類	風力発電所の設置	
対象法令等	環境影響評価法	
事業実施場所	由利本荘市 子吉川河口南側 (水林地区、海士割地区)	
関係地域	由利本荘市	
事業の規模	16,100kW (2,300kW級風力発電機を7基設置)	
方 法 書	公告日	平成24年3月15日
	縦覧期間	平成24年3月30日～5月2日
	縦覧場所	由利本荘市役所生活環境課
	インターネットによる公表	—
	意見提出期限	平成24年5月16日
	意見数	なし
知事意見	—	
事 業	公告日	平成26年6月18日
	縦覧期間	平成26年6月18日～7月17日
	縦覧場所	秋田県庁本庁5階 生活環境部環境管理課 由利本荘市役所 市民福祉部生活環境課 由利本荘市西目総合支所 振興課
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
説明会開催日・場所	平成26年7月8日 午後7時～ 西目公民館シーガル (由利本荘市西目町沼田新道下2-533)	

このページを紹介する



意見提出期限	平成26年7月31日 (必着)
意見数	
公聴会開催日・場所	
知事意見	
公告日	
縦覧期間	
縦覧場所	
事業着手日	
事業終了時期 (予定)	
提出日	
公表方法等	

※ 本事業の方法書に係る手続きは、「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」（平成24年6月6日、経済産業省資源エネルギー庁）に基づき行われました。

お問い合わせ

生活環境部 環境管理課

TEL : 018-860-1571 FAX : 018-860-3881 E-mail : kanikan@pref.akita.lg.jp

当社ホームページ


 検索


企業情報

Company Information

TOP > 企業情報 > 環境経営 > 環境アセスメント

▶ J-POWERについて

▶ 環境経営

環境経営への取り組み

報告書ライブラリー

本店環境方針

環境アセスメント

▶ 技術開発

▶ 採用情報

▶ 資料調達

▶ 社会貢献

▶ 企業広告・広報ライブラリ

▶ 電子公告

環境経営

環境アセスメント

(仮称)由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書(以下、「準備書」)準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。準備書及び要約書は2014年7月17日(木)まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

「(仮称)由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について(PDF:117KB)

表紙・目次(PDF:393KB)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(PDF:235KB)

第2章 対象事業の目的及び内容(PDF:12.3MB)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(PDF:17.3MB)

第4章 方法書についての意見と事業者の見解(PDF:275KB)

第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告(PDF:1.31MB)

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(PDF:12.2MB)

第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言(PDF:235KB)

第8章 環境影響評価の結果

8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

8.1.1 大気環境(PDF:16.3MB)

8.1.2 その他の環境(PDF:2.69MB)

8.1.3 動物(PDF:29.1MB)

8.1.4 植物(PDF:2.17MB)

8.1.5 生態系(PDF:7.01MB)

8.1.6 景観(PDF:4.22MB)

8.1.7 人と自然との触れ合いの活動の場(PDF:2.26MB)

8.1.8 廃棄物等(PDF:183KB)

8.2 環境の保全のための措置(PDF:476KB)

8.3 事後調査(PDF:253KB)

8.4 環境影響の総合的な評価(PDF:172KB)

第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(PDF:122KB)

要約書(PDF:10.0MB)

<お問い合わせ先>

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部 風力事業室 TEL:03-3546-9600(平日9時~17時)

[利用条件について](#)
[個人情報・情報セキュリティ基本方針](#)
[本店アクセスマップ](#)
[リンク](#)

お 知 ら せ

「(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

平成26年6月18日(水)から平成26年7月17日(木)まで
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

午前9時～午後5時

3. 閲覧及びご意見記入用紙の記入

環境影響評価準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名を必ずご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 由利本荘海岸風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 平成26年6月18日(水)～平成26年7月31日(木)まで
(郵送の場合は7月31日必着)

○送付先(郵送の場合)

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である配慮書の名称
- ③準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

※準備書及び要約書は電源開発株式会社のホームページでも公表しています。

以上

